

「暴力団排除条例（案）」に関するパブリックコメントの結果

- ・意見の募集期間 平成 24 年 3 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日
- ・意見を提出された方 1 名
- ・意見の件数 6 件

パブリックコメントに対する市の考え方について

No.	項目	意見の概要	市の考え方
1	第 2 条（4）	事業者の定義（範囲）がよく解らないので（江南市内に存在する法人と団体業を行う個人、江南市の発注する業務を受注（受託）する事業者等が考えられます。）明確にして欲しい。	ご指摘のとおり、いろいろな事業者が考えられますので、事業を行う者全てが対象となるよう記述しています。
2	第 5 条第 3 項、第 8 条	市の担当部署の明記が必要ではないか。	広報やホームページ等で公表や周知をおこなう際には、担当部署等を明記させていただいております。
3	第 5 条	愛知県暴力団排除条例（平成二十三年四月一日施行）第 6 条に県民の責務が規定されているが江南市暴力団排除条例（案）と齟齬（くいちがい）はないか。	齟齬（くいちがい）はないと考えます。
4	第 9 条	青少年に対する指導等が規定されているが青少年の定義がない。	第 2 条（5）に「青少年 18 歳未満の者をいう。」を追加しました。

No.	項目	意見の概要	市の考え方
5	その他	この規則（江南市暴力団排除条例）に定めていない事項は愛知県暴力団排除条例を準用する旨の記載が必要ではないか。	江南市は、愛知県の一部です。そのため、「江南市暴力団排除条例」に定めていない事項については、「愛知県暴力団排除条例」が適用されるので、原文のままとします。
6	その他	将来にわたり齟齬（くいちがい）が発生したときに速やかに条例の改正できる体制を整えて欲しい。	将来、関係法令との不整合となれば、すみやかに条例改正します。